

法務省 検察官適格審査会 御中

検察官適格審査 申立書

(畝本直美検事総長 罷免の件)

令和 8 年 5 月 18 日

検察官適格審査会 審査申立書 (畝本直美検事総長罷免の件)

令和 8 年 5 月 18 日

法務省 検察官適格審査会 御中

審査申立人 秋山信孝

住所 東京都

電話 080

審査申立人 加藤弘吉

住所 東京都

電話 080

賛同人 大河原宗平

住所 群馬県

賛同人 仲村正昭

住所 埼玉県

賛同人 石垣敏夫

住所 埼玉県

賛同人 小泉恵美

住所 東京都

賛同者署名 16,424 名 (添付リスト①)

第1 審査請求の趣旨

畝本直美検事総長は検察官としての適格性が欠落しているため、検察官適格審査会において不適格と決議し、平口洋法務大臣はその議決を相当と認めて直ちに畝本直美検事総長を罷免するよう求める。なお、本件申立書は令和6年12月3日付け、および令和7年6月3日付けで同内容のものが2回提出されたが、いずれも令和7年6月10日開催の検察官適格審査会における審議に供されることのないまま闇に葬られた。

その経過については詳しく後述するが、今般さらに増加し16,424人(令和8年5月15日)となった賛同署名リスト(添付書類①)を添えて、3回目の申立書を提出する。これを正當に受理し、本年度の検察官適格審査会における審査で畝本直美検事総長罷免を決議するよう強く求める。

第2 審査請求の事由

検察庁法第23条に基づき、畝本直美検事総長が不適格と思料される根拠を列挙する。

1) 自己の利益優先の国策捜査疑惑

畝本直美検事総長は令和5年末に発覚した自民党議員85名にも及ぶ裏金・脱税疑惑の捜査において、当時東京高検検事長という最高責任者の立場で捜査を指揮し、結果として全員を不起訴処分とした。この結果に大多数の国民は今なお納得せず、検察審査会へ異議申し立てが続発した。捜査対象議員の証言などから、多くの議員はノルマを超えたパーティー券販売額の還付金を使途公開義務のない政策活動費と認識して受け取り、個人口座や事務所(現金)で管理していたことなどが明らかになっている。この裏金は、将来ノルマ未達成の場合に議員自らがパーティー券購入に充てたり、また議員に課せられた党員拡大のため個人資金で党員費を払い架空名義の党員登録をしていたことなども暴露された。私的な飲食費や選挙買収などの使途まで取り沙汰されるほど醜悪な裏事情も透けている。これらの事実が示しているのは、資金管理団体や政党支部の名義で支出できない資金は意図的に収支報告書に記載しなかった、という違法行為である。すなわち派閥からの還付金は非課税扱いの政治資金ではなく、議員個人の所得であり、控除が認められる政治活動費以外の全額が課税対象になるはずである。

そんな事情は百も承知の検察が、あえてこの還付金や留保金を資金管理団体や政党支部の「収支報告書不記載」に矮小化させ、報告書修正の知恵を授けて一件落着としたのではないか～この見方が多数国民の検察不信につながっている。

さらに巷間噂されてきたのは、検事総長という定番の出世コースを

見据えた当時の畝本直美東京高検検事長が「人事権者である岸田文雄内閣に敵対するのを控えた」ことで捜査対象の自民党幹部議員たち全員不起訴につながったのではないかということである。

「検察の正義」など吹き飛んでしまう由々しき問題への疑惑は今も晴れぬまま残っている。

2) 夫君・畝本毅氏と検事総長との利益相反疑惑

高松高検検事長であった畝本毅氏が退任後は弁護士として森喜朗元首相の相談役を務めているという情報が複数のメディアで流れていた。

自民党議員の裏金・脱税問題の核心を握る人物と衆目の一致するところだった森喜朗氏の利益を代表する立場の弁護士であったのが事実ならば捜査の最高責任者との重大な利益相反であり、不起訴処分を決定した畝本直美氏の適格性を否定する明白な根拠となる。

メディアの情報が虚偽報道であったなら畝本直美検事総長にとって深刻な名誉棄損のはずだが、今日まで本人から公的に抗議された形跡はない。

3) 「検察不信」を引き起こした結果責任

自民党の参院幹事長であった世耕弘成参議院議員(当時)が2024年3月14日の参議院政治倫理審査会において「刑事的に私は不起訴、嫌疑なしですから真っ白なわけであります」と弁明した。これはいわば「検察の捜査には何の成果もなく、人・力・時間の無駄遣いであった」という検察への挑戦であり、「全国から精鋭検事を集め検察の総力を挙げた捜査」を侮辱し検察の威信を著しく損なう発言であった(と私たち国民は捉えている)にも拘わらず、捜査責任者であった畝本直美氏からは

「嫌疑なし、真っ白」発言に何の反論もなく、多くの国民の失望、不満、検察不信を招いた結果責任を厳しく問われるべきだと私たちは考える。現にその後、不起訴処分の不服申し立てを受けた検察審査会において

「世耕事務所の会計責任者の不起訴不当」が議決されている。

さらにその後の報道で世耕弘成・現衆議院議員の資金管理団体における不透明な収入・支出の疑惑も明らかになっている。

どこが「嫌疑なし、真っ白」なのか・・・検察不信は増すばかりである。

4) 検察庁組織内の統制・管理能力欠如

「無実の人を死刑にしないで」という親族、弁護団、市民支援者たちによる命の叫びの法廷闘争に終止符がうたれ、58年を経て逆転無罪を勝ち取った袴田巖さんの判決が検察の控訴断念により確定した2024年10月8日に畝本直美検事総長が「異例の総長談話」を発表した。

その内容は「裁判所が捜査機関の捏造を断じたことは強い不満を抱かざるを得ない」、「本判決は到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべきもの」という裁判所批判であった。

これに対して袴田さん弁護団の小川秀世事務局長は10月10日に怒りの声明文を発表し、「検事総長が今でも袴田巖さんを犯人と考えていると

公言したに等しい。これは、法の番人たるべき検察庁の最高責任者である検事総長が無罪判決を受けた巖さんを犯人視することであり、名誉毀損にもなりかねない由々しき問題と言わなければならない」と断罪した。弁護団からこの抗議を受けた後の11月27日に捜査当局である静岡地検の山田英夫検事正(当時)が袴田さん宅を訪問し、巖さんと姉の秀子さんに面会して「袴田さんを犯人視することはないと直接お伝えしたい」、「刑事司法の一翼を担う検察として申し訳なく思っています」と謝罪した。その後本日に至るまで、畝本直美検事総長から上記10月8日の総長談話を撤回し謝罪する動きは見られなかった。これはすなわち現場のトップと検察の最高責任者である検事総長の言動が乖離し、検察組織内の統制、管理ができていない証しであり、検事総長の管理能力を疑わざるをえない。

5) 説明責任回避の不誠実

前項までのすべてに共通して見られるのは畝本直美検事総長が国家公務員倫理規程に述べられている「国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではない。常に公正な職務の執行に当たらなければならない」に反しているということである。国民全体に奉仕すべき立場にありながら自己の保身と組織防衛に汲々として見られる数々の疑惑に関して国民に対して直接説明し、疑問に答える責任を意図的に回避している様は見苦しいの一語である。

具体例として、私たち申立人が2度にわたり畝本検事総長あてに送付した質問状に何らの反応もなく、回答を拒否している事実がある。

(添付資料 ②質問状 2024年7月25日 / ③質問状 2024年8月8日)

特に夫君の畝本毅氏と森喜朗元首相との関係について質した疑問を明確に否定していない現状は、重大な利益相反を自ら認めたに等しいのではないか。堂々と公的な場(検察官適格審査会)で認否および補足説明を誠実に行うべきであり、その責任を果たさないとすれば検事総長としての適格性を著しく欠くものと断定して差し支えない。

6) 国会議員からの糾弾

上記4)における袴田巖さんの無罪判決が確定した際の畝本直美検事総長談話に関しては、国会の場においても厳しい追及が繰り返されてきた。

(i) 福島みずほ議員は、「袴田巖さんの名誉を棄損し、刑事訴訟法を理解しない検事総長は辞任すべきだ」と訴えた。

(添付書類④参議院法務委員会 2024年12月19日)

(ii) 鈴木宗男議員も同様に畝本直美検事総長談話について非難し、

複数回にわたり同法務委員会において総長本人が説明責任を果たすよう鈴木馨祐法務大臣(当時)に対して要求していた。

(添付書類⑤ 参議院法務委員会 2025年3月13日)

併せて、鈴木宗男議員は同法務大臣に対して袴田さんご家族への謝罪を進言していたが、その後、同法務大臣は2025年5月29日に

鈴木宗男議員事務所で袴田巖さんの姉・秀子さんと面会し、
「心からおわび申し上げます」と述べたことが報道されている。

(添付書類⑥ 毎日新聞記事 2025年5月30日)

静岡地検検事正、さらに法務大臣までが袴田さんご家族に直接謝罪しているのに反して、依然として袴田巖さんを犯人視する談話の撤回も謝罪もしない畝本直美検事総長は法務・検察組織内でひとり離反している異常な状況であると言わざるをえない。

袴田さんに謝罪した鈴木馨祐法務大臣(当時)の言動と真反対の畝本直美検事総長の意固地さに鑑みれば、上述の通り「国民の検察不信」、「検察組織管理能力、資質の欠如」は明白であることも申し添える。

7) 袴田巖さん弁護士団 国賠訴訟を提起

袴田さんの弁護士団は、先述した畝本直美検事総長の談話が「袴田巖さんを犯人視していて名誉毀損にあたる」として損害賠償を求める訴えを起こし、本年3月26日に第一回口頭弁論が静岡地裁で行われた。(添付書類⑦ 弁護士ドットコムニュース 2026年3月26日)
さらに、この期に及んでもなお、袴田さんの無罪確定判決に不満を表す一方的な談話を発出したことに何らの反省も示さない畝本総長の傲岸不遜な言動は、今まさに国会に提出されようとしている再審制度見直しの刑事訴訟法改正案における「検察官の不服申立て禁止」規定の立法事実の最たるものではないか。

第3 「検察官適格審査会 機能不全」の問題提起

冒頭部分にて述べた通り、本申立書提出はこれで3回目となる。

- (1) 令和6年12月3日付けで1回目の審査申立書を提出したが、令和7年1月20日付け「検察官適格審査会・庶務担当」の名において「検察官適格審査会の審査対象となり得る事由は見出せない」として返戻された。
(添付書類⑧ 申立書返戻通知)

これに対し、申立人は「庶務担当」の越権行為を不服として令和7年3月3日付けで行政不服審査請求書を提出したが、鈴木馨祐法務大臣(当時)名で3月27日付け「本件審査請求を却下する」旨の裁決書が請求人あてに届いた。(添付書類⑨ 法務大臣裁決書)

- (2) しかし、当該裁決書に記された「決定の理由」にある論理～
個々の国民による検察官適格審査の申出がなされたとしても、その申出は検察官適格審査会(以下「同審査会」という。)に対し、職権による随時審査の端緒を与えるものに過ぎず、申出に基づいて同審査会が審査に付すべき法的義務が生じるものではないことから、同審査会庶務担当が本件申出書を返戻した行為は直接国民の権利義務を変動させるものではなく、法第2条に規定する処分に該当しない～
は到底受け入れがたい。なぜなら、憲法第16条(請願権)には：

「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は(中略)その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、・・・」とあり、先の法務大臣記述の「直接国民の権利義務を變動させるものではなく」は誤りで国民の請願権を侵害するのが明らかであるからだ。

この趣旨から申立人は令和 7 年 6 月 3 日付けで 2 回目の審査申立書を提出したが、ここでも検察官適格審査会・庶務担当は当該申立書を不当、不法に処分し、同年 6 月 10 日に開催された定例の同審査会の審議議題に付すことなく(この事実は同審査会議事録で明白である)廃棄した。かてて加えて犯罪行為とさえ思える悪事まで働いていた。それは、申立人が同審査会委員全員に宛てて個別に申立書写しをレターパックにて送付していたにも拘わらず名宛人に渡さない、という信書隠匿罪に問われるべき暴挙である。

(添付書類 アクセスジャーナル誌 ⑩2024 年 12 月 13 日および

⑪2025 年 9 月 13 日)

思えば、検察官適格審査会は昭和 23 年に設置され 80 年近く経つが、この間に同審査会で罷免された検察官はたった一人しかいない。長く失踪していた副検事でしかもこれは国民からの申出による「随時審査」ではなく、3 年ごとの全検察官対象の「定時審査」であった。

さらには「随時審査」ですら、2010 年に冤罪被害の村木厚子さん捜査に関与した検事 1 名が対象となったのみであり、罷免要求は棄却された。斯様な現実から導かれる結果として、検察官適格審査会なるものが長きにわたり適時、適切に機能していないという不信感を禁じ得ない。この実態は上記第 2-7) に述べた刑事訴訟法改正案の議論の中で、法務大臣の諮問機関である法制審議会が「検察官の抗告禁止」に抵抗する姿勢に対して、国会議員から「法務省は検察の利益の代弁者になっている」という強い非難があったことにも通底するように思える。

本件申立書の経過にも見られた「公務員の罷免に関し平穩に請願する国民の権利の侵害」が繰り返されぬよう願ってやまない。

ここまで述べてきた通り、畝本直美検事総長が「その職を執るに適しない」要件として枚挙に暇がないほどの不適格理由に関連する別紙参考情報書類、および罷免要求に賛同する署名一覧を添えて提出する本件申立てを正當に受理し、罷免決議に向けてすみやかに随時審査に付すよう茲に重ねて要請するものであります。

以上

(添付書類)

- ① **Change.org 賛同署名者リスト (16,424 名 2026 年 5 月 15 日現在)**
- ② **畝本検事総長あて質問状 (2024 年 7 月 25 日)**
- ③ **畝本検事総長あて質問状 (2024 年 8 月 8 日)**
- ④ **福島みずほ参議院議員・法務委員会質疑 (2024 年 12 月 19 日)**
- ⑤ **鈴木宗男参議院議員・法務委員会質疑 (2025 年 3 月 13 日)**
- ⑥ **鈴木馨祐法務大臣が袴田さんに謝罪 (毎日新聞 2025 年 5 月 30 日)**
- ⑦ **弁護士ドットコムニュース 2026 年 3 月 26 日**
- ⑧ **検察官適格審査会・庶務担当 通知書 (2025 年 1 月 20 日)**
- ⑨ **裁決書・法務省人検第 57 号 (2025 年 3 月 27 日)**
- ⑩ **アクセスジャーナル誌 (2024 年 12 月 13 日)**
- ⑪ **アクセスジャーナル誌 (2025 年 9 月 13 日)**